

みらい證券取引申込書

(株主コミュニティ用)
兼 顧客カード

部店	口座番号	扱者

みらい證券株式会社 御中

私は、貴社株主コミュニティ取引約款・規定集に基づき取引口座を申し込みます。

お申込日
(記入日)

20 年 月 日

おところ	ふりがな	お届出印(取引印)
□□□ □□□□□		
ふりがな	性別	世帯主の氏名
おなまえ 姓	□男 □女	世帯主との続柄
生年月日(和暦)	指定金融機関	銀行 信用金庫 信用組合
□大正 □昭和 □平成 [年] [月] [日]	支店名	本店 支店 営業所
	金融機関コード	□普通 □当座 □貯蓄 □□□□□
		※口座名義人はお申込者ご本人とさせていただきます。

ご連絡先	※日中ご連絡の取れるご連絡先を必ずご記入ください。		
電話番号	□□□□□	□□□□□	□□□□□ (自宅・勤務先)
電話番号	□□□□□	□□□□□	□□□□□ (携帯・自宅)
FAX	□□□□□	□□□□□	□□□□□
Eメールアドレス	□ 株主コミュニティ銘柄の取引を行うため		
お取引を行う目的	<input type="checkbox"/> 株主コミュニティ銘柄の取引を行うため		
勤務本社名	会社名	住所	業種
勤務所属	所属	役職	区分 □上場公開 □非上場 銘柄コード

「反社会的勢力でないことの確認に関する同意」

私は、別紙1記載の内容を理解し、反社会的勢力に該当しないこと及びその他の事項について 同意または表明確認します。 □

「株主コミュニティ銘柄の取引に関する確認書」

私は、別紙2記載の内容を理解し、自己の判断と責任において株主コミュニティに参加することに 同意します。 □

お客様の属性(お客様の属性の把握や株主コミュニティ参加審査の参考にさせていただきますので漏れなくご記入をお願いします。)

投資のご経験	有 経験年数	資産運用期間	お取引の動機	推定年収及び金融資産	年収	金融資産
国内証券	株 式 □ 年	□ 短期 □ 中期 □ 長期	□ ご紹介 □ 当社からの訪問 □ 当社からの電話 □ セミナー □ 親戚 □ 知人 □ ご来店 □ ホームページ □ その他()	300万円未満	□	□
国外証券のどちらか又は両方	債 券 □ 年	投資方針	□ 元本重視 □ 利子・配当重視 □ 利子・配当と値上がりのバランスを重視 □ 値上り益重視 □ 積極的値上り追求	300～500万円	□	□
ワラント	転換社債 □ 年	主たるご資金の性格	□ 余裕資金 □ 用途の確定している資金 □ 借入金 □ 相続 □ 退職金 □ 年金生活費 □ その他()	500～1,000万円	□	□
先物OP	信用取引 □ 年			1,000～2,000万円	□	□
貯蓄型投信	ワラント □ 年			2,000～3,000万円	□	□
その他投信	その他投信 □ 年			3,000～5,000万円	□	□
外国証券	外 国 証 券 □ 年			5,000～1億円	□	□
				1億円以上	□	□
				主な収入源		
				□ 事業収入	□ 世帯主の収入	
				□ 不動産収入	□ なし	
				□ 給与収入		
				□ 利子・配当収入		
				□ 年金		

上記各項目を漏れなくご記入ください。ご記入漏れがございますと、再度取引申込書をご提出いただく場合がございます。

社用欄	本書類確認	□ 運転免許証 □ 各種健康保険証	□ 住民基本台帳カード	□ 住民票の写し	□ 印鑑証明書	□ 個人番号カード
	本人法確認	□ 郵便受入 □ 提示受入 受入年月日	初回取引	□ 買付 銘柄 □ 売付 □ 預り 数量	内部者登録 □ □ 要 不要	扱者 管理部 管理部長 内部管理統括責任者

(改訂:2021年11月01日)

反社会的勢力でないことの同意

みらい證券株式会社 御中

私(本口座名義人)は、次の第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、貴社との間で締結した契約(売買、請負、業務委託等の契約の種類、基本契約、個別契約等の名称、および書面、口頭等の形式を問いません。)が解除されてもいっさいの異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合も、相手方に賠償等を一切要求いたしません。

第1項 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約いたします。

- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「法」という)第2条に規定する暴力団及びその関係団体
- ② 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員
- ③ 暴力団及びその関係団体との資本関係、人的関係、または事実上の協力関係を有する企業の従業員
- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑤ その他暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使した暴力的 requirement、若しくは法的責任を超えた不当要求を行うことにより、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑥ 前各号の位置の団体、その構成員若しくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑦ その他前各号に準ずる者

第2項 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ 取引に関して、詐欺的手法を用い若しくは脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

私は上記について同意または表明確約いたします。

(記入日) 年 月 日

(署名) _____

株主コミュニティ銘柄の取引に関する確認書

運営会社：みらい證券株式会社 御中

私(本口座名義人)は運営会員が開示している『株式コミュニティに関する取扱要領』を確認の上、その仕組みとリスクを充分に理解した上で自らの判断と責任で株主コミュニティに加入致しました。従いまして、私は、当該株主コミュニティにおける取引においては、以下の内容を十分理解し、『契約締結前交付書面』を確認の上、開示されている対象株主コミュニティ銘柄に関する開示資料・情報について自ら主体的に確認のうえ、自らの投資判断と責任において、株主コミュニティ銘柄の取引を行うことを誓約致します。

また、私は、運営会社はその実施した手続の範囲に基づき本株主コミュニティを組成・運営するものであることを理解しており、本株主コミュニティの組成・運営に関連して、運営会員が本銘柄に関する開示資料の正確性、完全性等を含め、何らの保証等をするものではないことを予め理解し、確認しました。

また、私は運営会員が組成している下記記載の銘柄(以下「本銘柄」といいます。)の株式コミュニティ(以下「本株主コミュニティ」といいます。)の参加者として、運営会員が開示している『株式コミュニティに関する取扱要領』を確認の上、その仕組みとリスクを充分に十分理解した上で自らの意志と判断により本株主コミュニティに加入したく、下記の通り申し込みます。本申込に当たり、私は、本株主コミュニティの参加者として、必要書類を提出の上、別途、運営会員より提示される『株主コミュニティ銘柄の取引に関する確認書』、『契約締結前交付書面』、運営会員から開示された本銘柄に関する開示資料・情報については自ら主体的に確認のうえ、本銘柄の取引においては自らの判断と責任において行うことを誓約致します。また、私は、運営会員に提出した書類において記載事項に偽りがないことを誓約致し、もし、偽りが判明した場合には、運営会社の判断により、本株主コミュニティに参加できなくなることを承諾致します。なお、提出書類の内容に変更等があった場合には遅滞なく運営者に所定の書面にて通知します。また、私は、運営会員が、本銘柄について価値や将来の運用成果、開示資料の正確性、完全性、将来計画の履行可能性等について、何らの保証等をするものではなく、いかなる責任も負うものではないことを予め十分理解し、確認しました。

株主コミュニティ参加銘柄については、下記の□を付けた銘柄への参加を希望します。

株式会社 旅籠屋

株式会社アドメテック

太陽毛絲紡績 株式会社

フレッシュデザート 株式会社

株式会社 武井工業所

FTI JAPAN 株式会社

三国商事 株式会社

トキエア 株式会社 B種優先株式

株式会社 大生産業

株式会社FARMIGO A種優先株式

I&H株式会社 普通株式

I&H株式会社 A種種類株式

株式会社 ごはん

株式会社ジャパンブルーエナジー

(記入日)

年

月

日

(住所)

(ふりがな)

(氏名)



お届出印

- 注) この書面は、初めて株主コミュニティに参加する顧客（特定投資家（※）を除きます。）に株主コミュニティ銘柄の取引に係るリスク、手数料等の内容を理解し、自らの判断と責任において株主コミュニティ銘柄の取引を行う旨の確認を得るために株主コミュニティの運営会社が徵求するものです。
- ※ 金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第3項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）をいいます。

(株主コミュニティ制度の性格)

- ① 株主コミュニティ銘柄の発行者は、上場会社のように金融商品取引法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていません。したがって、当該発行者による開示は上場会社による開示と比べてその内容、頻度及びタイミングが異なっています。
- ② 株主コミュニティ銘柄の発行者の財務情報について、その多くは、公認会計士又は監査法人による監査を受けていません。
- ③ 株主コミュニティ銘柄は、金融商品取引所の上場有価証券が具体的に組織化された取引所金融商品市場において売買されるのに対し、一定の取引場所を持たず、運営会員の店頭において取引が行われます。また、その売買取引は、運営会社における相取引であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても売買価格が異なることがあります。
- ④ 株主コミュニティ銘柄は上場有価証券とは違い市場性がなく、価格が大きく変動することがあります。また、取引の参考となる気配及び相場が存在せず、換金性が著しく乏しい場合がほとんどです。
- ⑤ 株主コミュニティの店頭取引は、金融商品取引所の上場有価証券と異なり、インサイダー取引規制の適用対象ではありません。
- ⑥ 株主コミュニティ銘柄に譲渡制限が付されている場合は、店頭取引が行われたとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られず、株主としての権利移転が行われない場合があります。
- ⑦ 株主コミュニティ銘柄の発行者又はその周辺の状況により、当該株主コミュニティ銘柄の価値が大きく失われるリスクがあります。
- ⑧ 株主コミュニティ銘柄の発行者又は運営会社に起因する事由により株主コミュニティが解散される場合があり、その場合は流動性が著しく失われることが見込まれます。

(株主コミュニティ銘柄に係る情報提供の方法及び取引の取扱い)

- ① 運営会社は、株主コミュニティ銘柄に関する情報については、次の方法により提供します。
 - ・運営会社に備えおき、株主コミュニティの参加者が閲覧できるようにします。
 - ・株主コミュニティの参加者が希望すれば、印刷したものを郵送、電磁データを電子メール等で送信、取得方法をお伝えすること、などにより提供します。
- ② 株主コミュニティ銘柄は、中長期間の保有を旨とします。
- ③ 株主コミュニティ銘柄の運営会員を通じた店頭取引は、運営会社の当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの範囲に限定されています。このため、運営会社の当該株主コミュニティに参加していない相手方とお取引を行う場合は、その相手方から参加をお申し出いただき、当該株主コミュニティへの参加手続を行っていただく必要があります。
- ④ 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、運営会員を通じて行っていただく必要があります。
- ⑤ 株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行った場合は、名義書換の手続を行っていただく必要があります。株主コミュニティ銘柄に関する株主管理には、次の方法がありますので、名義書換等の手続については、それぞれ次に掲げる先にお問い合わせください。
 - イ 株主コミュニティ銘柄の発行者が株式事務を株主名簿管理人に委託している場合は、当該株主名簿管理人である信託銀行や証券代行会社へお問い合わせください。
 - ロ 株主コミュニティ銘柄の発行者が自社において株式事務を行っている場合は、当該発行者に直接お問い合わせください。
- ⑥ 運営会社が取り扱う株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、運営会社が定める取扱要領に基づき取り扱われます。
- ⑦ 株主コミュニティ銘柄を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

(株主コミュニティ銘柄及びその取引における特有のリスクについて)

株主コミュニティ銘柄の取引には、未上場企業への投資に伴う以下のような特有のリスクが存在します。また、これらの株主コミュニティ銘柄への投資の特有のリスクが顕在化することにより、投資収益に悪影響が及び、ひいては投資額を割り込み損失があります。

- ・株主コミュニティ銘柄の発行会社である未上場企業は、一般的に上場企業に比べ、倒産可能性、財務体质の不安定、人的資源・経営資源の制約、研究・開発能力の限界等を含むリスクや不確実性が高く、日本経済、世界経済や景気の動向及びその属する業界の動向や競争状況の影響を受けやすい可能性があります。
- ・株主コミュニティ銘柄の発行会社である未上場企業の事業において、当初の計画通りに事業が進捗せず、財務状況が悪化した結果、他社への事業売却、倒産等に至り、投資資金が全く回収できない場合もあります。
- ・株式上場や第三者との組織再編、事業売却等M&A等による出口が保証されているものではなく、また、株式上場やM&A等があった場合であっても、その株主コミュニティ銘柄の投資コストを上回って売却できる保証はありません。
- ・株主コミュニティ銘柄の発行会社である未上場企業は、上場企業と比較して、企業情報の正確性は保証されておらず、株主コミュニティ銘柄の取引は、上場企業と比較して流動性が著しく劣っています。

(その他の留意事項)

- ① 運営会社が取り扱う株主コミュニティ銘柄に関する照会先は以下のとおりです。

東京都西新橋3丁目4番2号
みらい證券株式会社
電話:03-5422-1081
- ② 運営会社の「業務及び財産の状況に関する説明書類」及び「自己資本規制比率を記載した書面」は、運営会社に備え置き、閲覧できるようにしています。
- ③ 運営会社が運営する株主コミュニティは、株主コミュニティ銘柄毎に投資者から参加の申出を受け、当該株主コミュニティ銘柄の発行者が承認した投資者のみ参加する事が出来ます。